

令和7年4月4日
みどり環境局環境影響評価課

「横浜市環境影響評価技術指針の改定素案」に対して寄せられた御意見について

横浜市環境影響評価技術指針の改定素案について、令和7年1月29日から同年2月28日まで意見公募したところ、計19件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、それらに対する本市の考え方について、別紙にとりまとめましたので、公表いたします。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

横浜市環境影響評価技術指針改定素案に対する意見公募でいただいた御意見の概要と本市の考え方

いただいた御意見は基本的には原文のまま掲載していますが、内容により分割しているほか、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱に基づき、要約等を行っている場合があります。

	御意見の概要	御意見に対する対応方針又は考え方
(1)	1、「はじめに」の部分。 事業者だけに期待するのではなく、末尾に「横浜市も技術指針にのっとり適切に環境の保全及び想像に努めます」と、横浜市の姿勢も入れて欲しいです。	横浜市環境影響評価技術指針は「環境影響評価及び事後調査の適切かつ円滑な実施を図るため、その技術的な事項に関する指針」であるため、「はじめに」は環境影響評価手続を行う事業者に対する期待を記載しました。本技術指針に沿って適切に手続が実施されるよう指導、助言等を行ってまいります。
(2)	2、3ページ別図1に関して。 配慮書段階でも、環境情報提供書だけではなく、環境影響評価審査会での議論を受けて、市民意見が提出出来るように「市民意見募集」をして下さい。 また、環境影響評価審査会をもとにした意見募集も行うべきと思います。 なぜなら、 「104.旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業 計画段階配慮書」の環境影響評価審査会会議では、環境影響評価審査会委員から、「広域防災拠点とはなにか?」「広域防災拠点にするためにはICが必要か?」という質疑がありました。その際の事務局と事業者の説明は、委員をして「わかったようでわからない」と言わしめるものでした。事業自体の必要性に疑義が生じていました。 委員会質疑がなければ市民にはわからなかったことです。 環境影響評価審査会をもとにした意見募集も行うべきと思います。	横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)では、第10条第1項で配慮書についての環境情報提供書の提出、第20条第1項で方法書に対する意見書の提出、第28条第1項及び第30条第1項で準備書に対する意見書の提出や意見陳述の申出について規定し、市民等からの意見を聴く機会を設けています。 配慮書は、事業の計画の立案に当たり、環境の保全の見地から、その計画に係る環境影響について、配慮する内容を検討する段階です。この段階では入手困難な地域の環境情報を市民等から提供してもらい、事業者がこの環境情報に基づき必要な環境配慮を促すことを目的として、環境情報提供書としています。

	御意見の概要	御意見に対する対応方針又は考え方
(3)	3、5 ページ【解説】(1)に関して。 2、と同様のことを求めたいです。「市民に事業計画の内容が伝わるよう」とありますが、この段階で事業計画を知った住民だけではなく市民全体に広く意見を求めて欲しいです。 「住民だけではなく」というのは、引っ越したが以前その土地の環境に詳しくた市民もいると思いますし、住民ではなくとも知見を持った市民も市民団体もあると考えるからです。	御意見のとおり、引っ越した方や本市に通勤している方、市民団体などもあると考え、横浜市環境影響評価技術指針改定素案(以下「改定素案」という。)5 ページ【解説】(1)で「市民等に事業計画の内容が伝わるよう」と記載し、「市民等」としています。
(4)	4、11 ページ(6)に関して。 方法書対象地域の設定ですが、「この対象地域で良いかどうか、環境影響評価審査会で審査する」として欲しいです。 旧上瀬谷通信施設の開発に関しては、土地区画整理事業と公園整備事業と国際園芸博覧会事業の三つがありましたが、それぞれ市民意見を募る対象地域が異なりました。 具体的には、土地区画整備事業では瀬谷区相沢が大衆地域に入っていました。が、公園整備事業では入っていませんでした。さらに国際園芸博覧会の際にはさらに範囲が狭められ、意見提出出来る市民がとても限定されてしまいました。そのことは、国際園芸博覧会に対する市民意見陳述の際に市民が指摘し、環境影響評価審査会委員のなかには「対象地域がどうやって決まっているのか」知らない委員もいました。 土地によっては「その開発で道路に影響が出て、2 km先数十km先でも影響をこうむる」場合もあると思います。また、事業によっては「住民」だけではなく広く意見を募っても良い場合があると考えます。国際園芸博覧会などの事業の場合は横浜市民だけではなく国民から意見を募る必要があったと考えます。 方法者対象地域は、事業者だけに設定を任せて良いのでしょうか。 方法書対象地域の設定ですが、「この対象地域で良いかどうか、環境影響評価審査会で審査する」として欲しいです。	方法書対象地域の設定は、条例第 19 条で「対象事業の実施により環境に著しい影響があると見込まれ、方法書の内容について周知を図る必要がある地域として規則で定める基準に従って事業者が定めた地域」としています。また、審査会においては、方法書全体の調査審議を行っています。 改定素案では、11 ページの(6)【解説】に方法書対象地域の設定の考え方について、18 ページの(9)【解説】で準備書段階の対象地域の設定の考え方について具体的に例示して、事業者が適切に対象地域等を定めることができるように内容を充実させました。 なお、方法書及び準備書に対する意見書は、対象地域等に限らず、どなたでも提出することができます。

	御意見の概要	御意見に対する対応方針又は考え方
(5)	5、15 ページ「イ 現地調査」に関して。 事業者に対して、事業者が現地調査を行う場合は地元住民や市民団体と連携をとり彼らを調査に立ち会わせることを義務づけて欲しいです。 旧上瀬谷通信施設の開発では、土地区画整理事業の段階では、環境影響評価審査会委員たちの視察は荒れ地を見せられたもので、残っていた水田などは委員に視察させなかったことが判明しています。瀬谷環境ネットのような市民団体の地元住民と連携していればそのような齟齬は起きなかったと推察します。 貴重な自然を不用意に破壊しないためにも、「はじめに」に書かれているように横浜市の「ベスト型」環境影響評価にかなうようにするためにも、現地調査には地元住民や市民団体と連携を取り彼らを調査に立ち会わせることを義務づけて欲しいです。	改定素案 14 ページの(1)【解説】で、「調査は、既存資料調査、現地調査、専門家等からの科学的知見の聴取その他の方法により情報を収集し、その結果を整理及び解析するものです。」として、事業者が地元住民や市民団体へのヒアリング等を必要に応じて行うものとしています。地元住民や市民団体との連携を妨げるものではありません。
(6)	6、21 ページ「2 準備意見見解書の構成」に関して 意見書の概要及び事業者の見解について、意見書に関しては文の改変なくそのまま載せることと、事業者の見解はコピーアンドペーストを禁止し、問いや意見に合う文章として、答えるものとして欲しいです。 旧上瀬谷通信施設に関する公園整備事業や国際園芸博覧会への準備書意見見解書では、真摯な市民意見に対して、事業者は紋切り型のコピペを貼り付けただけの見解がとても目立ちました。あれはひどいです。コピペ禁止をいれてください。	改定素案 20 ページの1【解説】で「事業者は、市民等の意見について主旨を適切に把握し、真摯に見解を示すものとします。」とし、21 ページの【解説】(2)で「意見書の概要は、同様な主旨の意見内容をまとめて、環境影響評価項目ごとに整理します。対になる意見と見解が分かりやすいよう、表などを活用して記載します。」としています。
(7)	7、事業実施中や事後に新たな計画が持ち上がった場合は、 「必ず環境影響評価審査をやり直す」と、事業者と市に義務づけて欲しいです。 旧上瀬谷通信施設では、公園整備事業のアセス時にはなかった「広域防災拠点として整備」という計画が持ち上がりました。現在のところ公園整備事業以上の建物建築はない、整備はないということで再アセスはしないそうですが、市と市民の暮らしのこれからに係わる重大な事業変更です。整備段階では計画が定まっていないこともあるとは思いますが、のちに事業計画が定まったら「以前の環境影響評価ではなかった計画」の場合は再アセスを義務づけて欲しいです。	条例第 39 条第1項から第 40 条第3項までに、事業内容の修正の場合の手続について規定しています。

	御意見の概要	御意見に対する対応方針又は考え方
(8)	8、2025 年 1 月 5 日づけ、東京新聞に、「環境アセス「結論ありき」という記事が掲載されました。 横浜市も、関内再開発・旧上瀬谷通信施設土地利用などはそうではないでしょうか。 横浜市の土地は事業者のものだけではありません。地権者のものではあっても、そこに暮らす横浜市民のものでもあるのではないのでしょうか。 開発ありき、事業ありきではなく、それをなす意味を市民にきちんと説明し納得をえることが大事と考えます。 どうぞ、寄せられた市民意見を、取り入れられるところは取り入れ、アワセメントとならない環境影響評価技術指針となりますよう、ご検討お願いいたします。	御意見の趣旨につきましては今後の参考とさせていただきます。
(9)	1. 同素案の地盤の項目選定において「エ 工事中又は存在・供用時に、対象事業実施区域に大規模盛土造成地」が新たに設けられたことを評価するが、遅きに失した感がある。	御意見の趣旨につきましては今後の参考とさせていただきます。
(10)	2. 上郷猿田地区都市計画に係る環境影響評価手続きの不備により、横浜市は約9年間もの無駄な時間と費用を費やす結果となったことを真摯に反省するとともに、以後、再発防止に専念すべきである。 (1) 平成 26 年 4 月 23 日の第1回横浜市環境影響評価審査会において、同計画地の約 40 年前に埋め立てられた大規模盛土造成地の開発区域を視察した委員から、「既存地盤の調査を環境評価項目として、本来は選定すべきであるが、非選定とした理由」を質され、事業者は、「同計画の施工において地下水の汲み上げや遮断を行う計画がなく、横浜市アセスの技術指針の評価項目の対象となっていないので調査を行っていない。」と述べている。 これに関し、同年 5 月 27 日の第2回横浜市環境影響評価審査会において、事務局は欠席した地盤工学が専門の委員の意見を公表した。	当時の環境影響評価に係る手続は適切に行われていると考えています。 なお、事業者が事業を実施するにあたり、事業を実施する区域における過去の土地利用や造成等の経緯を十分に把握することが重要であるとの御意見と受け止めさせていただきました。御意見の趣旨につきましては今後の参考とさせていただきます。

	御意見の概要	御意見に対する対応方針又は考え方
	その後、同年6月17日の第3回横浜市環境影響評価審査会において、同委員は液状化問題を含め盛土造成は問題なしとの見解を示している。 (2) 同委員会で共有された、横浜市の調査で判明した開発計画地に含まれている大規模盛土造成地についての資料は十分ではなく、過去に埋め立てられた既存地盤の範囲がもっと広いことが見逃されている。同委員が述べた「水田として利用されていた履歴があり、水持ちが良い粘性土地盤なので液状化の危険は少ない」は、低地部の旧水田地区に限定した発言であり、事業者が後に開発廃止を届け出た時の一つの理由(地盤改良に想定外の費用がかかることが判明)である盛土部分は、旧田んぼ地区より離れた高い位置に存在している。加えて、同委員会では液状化や地盤沈下以外の地盤災害への配慮も不足していたと言える。 (3) 上記(1),(2)に基づき同委員会は、この環境影響評価において本来行うべきであった開発計画地の既存地盤の調査を先送りとした。	
(11)	3. 同委員を横浜市環境影響評価委員会から除名すること及び同委員会の2014年4月～6月の議事録の修正をしていただきたい。 ※ 添付資料「平成26年(2014年)度 第1回～第3回 横浜市環境影響評価審査会 会議録」	技術指針改定素案に関する御意見ではありませんが、横浜市環境影響評価審査会(以下、「審査会」という。)の委員は横浜市環境影響評価審査会の目的・趣旨にふさわしい有識者を選任しています。また、審査会の会議録は審査会委員及び事業者が内容の確認をしたうえで、横浜市環境影響評価審査会運営要領に基づき決定しています。
(12)	本技術指針に問題はないですが、一点だけ気にかかります。 水循環、大気質の文言です。 ～の状況に「著しい影響」を及ぼさない～、を最小限にとどめるにしています。ISO 14001では「著しい影響」という用語を使っています。 私も企業でISO 14001を運営していましたので、この用語の方がしっくり来ます。	横浜市の環境影響評価は、事業計画が環境の保全に十分配慮しているか、環境影響がより一層回避され、又は低減されているかの観点から評価するベスト追求型を基本としています。このため、環境保全目標の例示は、「影響を最小限にとどめる水準」としました。

	御意見の概要	御意見に対する対応方針又は考え方
	横浜市として ISO 14001 を運営、管理していないのであれば、特に問題はないと考えます。	
(13)	環境影響評価技術指針改定に対する意見 ①方法書対象地域の設定についてこの「対象地域」の限定により、事業者による住民説明会や住民意見募集の対象となる住民の該当範囲を恣意的に狭められることがないような配慮を求めたい。 特に、交通渋滞に関わる問題では、実質的な工事地域と考えられる事業対象範囲を遥かに越えるエリアへの住民の影響が潜在的にあると考えられる。 花博の環境影響評価審査会に関わる意見陳述では、応募資格のあるのが対象となる会場エリアの周辺 200mだったかに含まれる地域の住民に限定されていて、そこから外れた近隣住民の声は届かない仕組みになっていた。実際、意見陳述をした方の近隣の知り合いが、僅かに対象地域の定義から外れただけで意見陳述させてもらえなかったと不満をのべたことについて言及していたはずである。 今回の技術指針改定に当たって、対象地域の設定について、「対象事業の実施による騒音振動等の影響が最大となる地点を含む」としていることによって、事業の実施による交通渋滞が発生し、それに伴い、騒音、振動の影響を少なからず受ける地域の住民に適切な説明会や意見募集を確実に集めることができるのか、その点が保証されているのか不明であり、その点の改善が見られないのは残念である。	対象地域等の設定について、改定素案では、11 ページの(6)【解説】で方法書対象地域の設定の考え方を、18 ページの(9)【解説】で準備書段階の対象地域の設定の考え方を具体的に例示し、事業者が適切に定めることができるように内容を充実させました。 なお、周知と説明会の開催については、方法書対象地域内に居住する者及び方法書対象地域内に事務所又は事業場を有する者又は法人その他の団体に対して実施することを条例で定めています。また、条例では、第 10 条第1項で配慮書についての環境情報提供書の提出、第 20 条第1項で方法書に対する意見書の提出、第 28 条第1項及び第 30 条第1項で準備書に対する意見書の提出や意見陳述の申出について規定し、市民等からの意見を聴く機会を設けています。
(14)	②審査会による市民意見の検討、分析について 本技術指針改定に関する審査会の審議において、ある委員から、市民意見に対する審査会での検討というステップを明確化してほしいという意見があった。 これまで、形式的な文書作成の手続き自体は手抜きはなかったのだろうが、委員からの発言として、市民意見に対する審査会での審議、検討は十分ではなかった、との認識、指摘があったという事実は重い。	改定素案は、条例に基づいて審査会に意見聴取し、全 10 回の審議を重ねて取りまとめました。改定素案の市民意見募集については、本市意見公募手続実施要綱に基づいて実施しています。 個別案件に対する御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。

	御意見の概要	御意見に対する対応方針又は考え方
	実際、上瀬谷の土地区画整理事業での環境影響評価審査会では、市民からの意見陳述を聞く前までは、当該米軍施設跡地は希少生物が生息している貴重な自然が残る場所だという認識はなくただの荒地地にすぎないと思っていた、といった何人かの委員の発言もあった。 市民意見と事業者の見解を併記した文書を作成し、フローとしても明記しているのだから形式的、手続き的には法的な瑕疵はない、と開き直すことはできるかもしれないが、十分に市民からの情報は得られているのか、住民の意見は十分に聴取できているのか、その上で各委員は審査に臨めているのか、という根本的な問題は本当に解決されているのだろうか。 これに関する改善策が明記された文書が欲しい。 技術指針は事業者がアセス実施上の指南書なので、その改定に対する意見としては、少々場違いなものなのかもしれないが、上記のような事例を再び繰り返してほしくない、という思いで、敢えて意見を述べさせていただいた次第である。	
(15)	地域交通の調査で、対象は交通経路の分析、交通混雑等が掲げられていますが、事業者が実施した調査結果に対する当該地域の住民や影響を受ける法人からの質疑応答の機会がありません。花博の環境影響評価の際に地域住民の意見陳述の場はありましたが、陳述できる住民の範囲は会場から200M 以内に居住している住民との制限がありました。この制限は事業者決めると「横浜市環境影響評価条例」及び「同施行規則」で規定しているからとのことです。これではいくら「技術指針」を良いものに改定しても、市民の意見が反映されない仕組みでは羊頭狗肉でしかありません。条例及び施行規則の改定も同時にお願いいたします。	条例及び条例施行規則の改定に関する御意見の趣旨につきましては今後の参考とさせていただきます。
(16)	方法書対象地域の設定について、事業者が実際に影響が及ぶ範囲とかけ離れた狭い地域に限定する事例がある。横浜花博アセスでは、交通などもっと広範囲に影響が及ぶにも関わらず、はるかに狭い地域が設定された。また、陳述人を会場近辺の非常に狭い地域居住に限定した。	対象地域等の設定について、改定素案では、11 ページの(6)【解説】で方法書対象地域の設定の考え方を、18 ページの(9)【解説】で準備書段階の対象地域の設定の考え方を具体的に例示し、事業者が適切に定めることができるように内容を充実させました。

	御意見の概要	御意見に対する対応方針又は考え方
	対象地域が狭いため、影響を受けるにも関わらず、事業者から説明を受ける機会がなくなる人達が生まれる。また、高い見識を持つ陳述人を排除し、審議の充実が失われる。影響評価する全項目について、指針で例示し、すべての項目で指針を満たす地域を設定させる必要がある。 ※ 添付資料「令和5年度 第19回 横浜市環境影響評価審査会 会議録」	また、方法書対象地域及び準備書段階の対象地域は、いずれも条例施行規則において「1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域を含む地域であること」としています。
(17)	1. 横浜市環境影響評価技術指針改定素案の93ページにある「5 環境の保全のための措置（2）存在・供用時 イ 地盤、地下水位等の定期的な調査に関する措置」については、供用後、かつ不可欠な措置であり、盛土規正法にも盛り込まれていない画期的な施策であると考えます。供用後、定常状態になるまでではなく、長期間にわたり頻繁に調査を行うことを条例化し、同法でカバーできていないことを補い、地方自治ここにありを横浜市から発信することを望みます。（地下の排水管が盛土の重さや地震などの外力で潰れたり、詰まったりすると排水できず、水位の上昇を招き、液状化や地滑りなどの地盤災害が発生する危険性が増加する。）	条例化に関する御意見の趣旨につきましては今後の参考とさせていただきます。
(18)	2. 同技術指針改定素案の114ページにある1 環境影響評価の対象（1）環境影響評価の対象「対象事業の実施が、安全に影響を及ぼすと想定される地域における影響の内容及び程度を対象とする。なお、安全の対象は次のとおりとする。」の「ア 浸水（ア）内容 a 土地の改変に伴う雨水流出量の変化により発生する洪水・浸水」については、昨今の気象の激化に伴う豪雨を想定し、1時間に100ミリ以上の降雨について、現行の下水道の排水能力や調整池の調整能力を前提として発生しうる広範囲の洪水・浸水被害を評価の対象とすべきと考えます。（水循環の項目「5 環境の保全のための措置」では、「事業者により実行可能な範囲で、次に掲げる事項を参考に検討する。」として、現行の洪水・浸水の防止施策等への協力を述べているが、昨今、日本国中で恒常化している豪雨を想定し、予め評価しておくべきである。）	環境影響評価項目「安全」の浸水に関する評価は、調査結果及び関係法令、計画等を踏まえ、事業者が環境保全目標を適切に設定し、予測結果と対比することで行うこととしています。どのような降雨を想定するかについては、今後の気候変動の影響や地域特性、事業特性を踏まえて検討することを事業者に指導、助言してまいります。
(19)	3. 同技術指針改定素案の安全の項目にありませんが、激増する高層建築物の	御意見の趣旨につきましては今後の参考とさせていただきます。

	御意見の概要	御意見に対する対応方針又は考え方
	耐震能力について次の項目を追加することを提案します。 (1) 最近注目されつつある地震の長周期振動による高層建築物の実際的な被害状況の想定 (2) 地震で高層建築物の上下水道、電力などのインフラが被災した場合のいわゆるタワマンにおける難民の発生状況の想定 (3) タワマン難民の発生で必要となる一時的、長期的受け入れ施設及び水食料等の備蓄規模の想定	

※要約前の御意見については、みどり環境局環境影響評価課の窓口(市庁舎 27 階)にて閲覧できます。